

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	芦別市 障がい者福祉サービス関連事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦別市は、障がい者福祉サービス関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦別市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉サービスに関する事務
②事務の概要	<p>各種障害者手帳の交付等に関する事務、障害福祉サービス等に関する事務、自立支援医療(更生医療)に関する事務、自立支援医療(精神通院)に関する事務、地域生活支援事業に関する事務及び補装具費支給等事務の実施である。</p> <p>芦別市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、各関係法律による以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①各種障害者手帳の交付、再交付、更新申請、記載内容変更、返還における関係書類の記載内容の確認業務及び北海道への進達事務</p> <p>②障害福祉サービス等の申請の受理、支給及び障害支援区分の認定に関する事務</p> <p>③自立支援医療に係る申請の受理、支給認定、内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療症の交付、再交付、返還に関する事務</p> <p>④地域生活支援事業申請の受理、支給決定、給付、貸与及び自己負担上限額の認定に関する事務</p> <p>⑤補装具費の支給申請の受理、支給決定、給付及び自己負担上限額の認定に関する事務</p>
③システムの名称	障害者手帳台帳システム、自立支援システム、更生医療システム、精神障害者通院交通負担システム、日常生活用具給付システム、補装具費システム、団体内総合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名(対象者マスター)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①番号法第9条(利用範囲)別表第一項番12、34、84</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条・第25条・第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)11、20、26、53、57、87、108、116、120項(別表第2における情報照会の根拠)20、53、108、109、110項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芦別市市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芦別市(市民福祉部福祉課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7368
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芦別市(市民福祉部福祉課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7368

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携		法令上の根拠の一部追加	事前	定例見直し時期による見直し
平成30年5月1日	② 所属長	福祉課長 南 英樹	福祉課長 鹿山 信樹	事後	定例見直し時期による見直し
平成30年5月1日	② 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 内閣府総務省令第7号第9条第1項第3号 内閣府総務省令第7号第10条第1号第3号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 内閣府総務省令第7号第14条 内閣府総務省令第7号第15条 内閣府総務省令第7号第19条1号 内閣府総務省令第7号第20条2号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 内閣府総務省令第7号第22条1号 内閣府総務省令第7号第27条 内閣府総務省令第7号第28条1号 内閣府総務省令第7号第29条 内閣府総務省令第7号第30条 内閣府総務省令第7号第31条1、2、3、4、5、6号 内閣府総務省令第7号第42条 内閣府総務省令第7号第44条1号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 内閣府総務省令第7号第55条	(別表第2における情報提供の根拠) 内閣府総務省令第7号第9条第1項第3号 内閣府総務省令第7号第10条第1号第3号 内閣府総務省令第7号第12条1、4号 内閣府総務省令第7号第14条 内閣府総務省令第7号第15条 内閣府総務省令第7号第19条1号 内閣府総務省令第7号第20条2号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 内閣府総務省令第7号第22条1号 内閣府総務省令第7号第27条 内閣府総務省令第7号第28条1号 内閣府総務省令第7号第29条 内閣府総務省令第7号第30条 内閣府総務省令第7号第31条1、2、3、4、5、6号 内閣府総務省令第7号第42条 内閣府総務省令第7号第44条1号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 内閣府総務省令第7号第55条	事後	
令和1年5月1日	② 所属長	福祉課長 鹿山 信樹	福祉課長	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年6月30日	法令上の根拠	①番号法第9条(利用範囲)別表第一項番11、12、14、34、47、84 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条・第12条・第14条・第25条・第38条・第60条	①番号法第9条(利用範囲)別表第一項番12、34、84 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条・第25条・第60条	事後	

